

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局区政支援室地域力担当（地域力創出グループ） (06-6208-7305)
処分課（担当）名	各区役所 市民協働担当課
処分の名称	地縁による団体の認可
概 要	自治会・町内会などの地縁による団体は、地域的な共同活動を円滑に行うため、区長に申請し認可を受けることで法人格を取得することができます。 それにより、当該団体が地域で求められる役割を安定的・継続的に果たすことができます。 例えば、集会所などの財産を持っている、またはこれから持とうとする自治会・町内会も、法人格を取得し、自治会・町内会名義で不動産の登記が可能となります。
根拠法令等 及び条項	地方自治法第260条の2第1項、第2項、第3項、第4項 区長委任規則第14号 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎地縁による団体は以下の要件を充たしていなければなりません(地方自治法第260条の2第2項) (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。 ○規約により、目的が良好な地域社会の維持及び形成に役立つ地域的な共同活動を行うこととされているかを確認します。それには、活動の目的が特定(スポーツだけ、美化活動だけなど)の目的でないこと、また、団体の権利能力の範囲が明確にわかるように、できるだけ具体的に定めることが必要です。 現にその活動を行っていることは、おおむね1年以上は目的に定められた活動を行っていることが必要であり、活動状況を示す書類により確認します。 (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 ○住居表示、地番などで地域住民に客観的にわかるように表示しなければなりません。 区域は、当該「地縁による団体」が相当の期間(おおむね1年間)にわたって存続している区域の現況によらなければなりません。(地方自治法第260条の2第4項) (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数のものが現に構成員となっていること。 ○規約により、区域に住所のあるすべての人が構成員になることができ、また、正当な理由がない限り、加入を拒んではならないことを定められているかを確認します。 また、名簿に登載された人が区域内の住民数の過半数をこえていなければなりません。 (4) 規約を定めていること 規約には次の事項が定められていなければなりません。(地方自治法第260条の2第3項) ①目的 ②名称 他の法令で定められている名称(財団法人等)や、既存の法人と誤認されるような名称は避けてください。 ③区域 ④事務所の所在地 事務所の所在地は、代表者の自宅でも集会所の所在地でもどちらでもかまいませんが、当該「地縁による団体」の区域内に所在していなければなりません。 ⑤構成員の資格に関する事項 ⑥代表者に関する事項 代表者の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委任する事務等について規定していなければなりません。 ⑦会議に関する事項 総会、臨時会の招集方法や議決方法、議決事項等を定めなければなりません。 ⑧資産に関する事項 資産の構成、管理方法等について規定していなければなりません。
	2 必要書類があるか 申請には以下の書類が必要です(地方自治法施行規則第18条) (1) 認可申請書 (2) 規約 (3) 認可を申請することについて総会で決議したことを証する書類 ・総会議事録の写しが必要です。 (4) 構成員の名簿 ・世帯単位ではなく個人単位で氏名・住所を記載します。区域外の人は登載できません。 (5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な活動を現に行っていることを記載した書類 ・前年度事業報告書・本年度事業計画書・前年度収支決算書・本年度収支予算書がこれらの書類にあたります。総会議事録に記載されていれば不要です。 (6) 申請者が代表であることを証する書類 ・申請者を代表者を選ぶことを議決した総会の議事録の写しと申請者が代表者となることを受諾したことを示す承諾書がこれらの書類にあたります。 (7) 区域を明示した地図 ・規則で定めている提出書類ではありませんが、区域を確認するために必要です。
標準処理期間	15日
経由日数	—

様式 1

提出先	各区役所 市民協働担当課
提出時期	随時
提出方法	審査基準に定める必要書類を認可を受ける各区役所（市民協働担当課）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	各区役所 市民協働担当課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000541219.html
備 考	